

使用調整後について

- ① ホームページに掲載される割付表をご確認ください。

(少年団等は8月19日、一般団体は9月30日に掲載予定)

帯広市ホームページ：<https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/bunka/shogai/kaiho/1007734/1007735.html>



- ② 10月13日(火)までに、担当警備会社にメールで連絡してください。

件名には、使用する学校を記載してください。

メール本文には、団体名、連絡担当者名、連絡先電話番号、使用曜日、使用時間、備考(11月の使用しない日)を記載してください。
学校別の警備会社は別紙のとおりです。

(例)

メール件名 帯広小学校

メール本文 団体名：帯広〇〇少年団
連絡担当者名：帯広 太郎
連絡先電話番号：090-1234-5678
使用曜日：月曜日・火曜日(隔週)
使用時間：16時～18時
備考：11/10、11/25



- ③ 10月13日(火)までに、使用許可申請を行ってください。

期別に申請が必要となりますので、上半期に引き続き利用する場合も申請が必要です。
後日、使用許可書を交付します。許可書がなければ使用はできませんので、忘れずに申請してください。

URL・QRコード：<https://www.harp.lg.jp/MhV92A09>



- ④ (一般団体のみ) 電灯・暖房使用券をあらかじめご用意ください。

- ⑤ 代表者・団員に変更があった場合、申請が必要ですので、スポーツ課にご連絡ください。

使用直前での中止、無断での中止等が繰り返される場合、使用を禁止することがあります。

月ごとに予定表を確認の上、使用しない日がある場合は、必ず事前(前日まで)に担当警備会社にメールで連絡してください。